

1 学識者懇談会の位置づけ

第16条の3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。

河川法に基づき、河川に関し意見を聴く場を設けるため、学識者懇談会を開催。

2 構成員への依頼事項

専門分野での知見をもとに、具体的な整備内容などを定める河川整備計画の内容等について意見提出を行うこと。

3 河川整備計画の決定・公表まで

